

仕様書

バイオ・材料部

1. 件名

食品分野に関する市場調査（バイオものづくり革命推進事業 伴走調査）

2. 背景・目的

バイオものづくり革命推進事業では多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術開発や社会システム実証を行い、製造プロセスのバイオものづくりへの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進することを目的としている。バイオものづくりは、遺伝子改変技術等により、微生物等が従来保有する物質生産能の増強や新しい目的物質の生産能の獲得、あるいは原料の酵素分解等による目的物質の取得を可能にするテクノロジーである。先行して取り組まれている医薬品や食品に留まらず、化学品・素材・繊維・燃料など多様な産業領域での活用が見込まれており、従来の化石資源を原料とした様々な製造プロセスを置き換える「持続可能なものづくり」として、バイオものづくりは次世代の産業基盤となり、我が国の競争力の核となることが期待される。

バイオものづくり革命推進事業ではこれまでの2回の公募で14件の研究開発テーマを採択し、バイオものづくり製品の社会事業を推進しており、その中で製品市場の状況および見通しは社会実装の実現に向けて非常に重要である。そこで本調査では、バイオものづくり革命推進事業の既採択案件において社会実装を目指す各製品について市場調査等を実施し、社会実装の推進に資する情報収集を行う。

3. 調査内容

（1）市場調査

バイオものづくり革命推進事業において研究開発対象として取り組むバイオものづくり製品およびそれを加工して得られる最終製品（以下、各製品）について、市場規模の調査およびその将来予測を行う。またバイオものづくりによってどの程度置き換えることが可能かについて、価格や外部要因などを場合分けして分析し、バイオものづくり製品の社会実装が可能なシナリオを提案する。なお各製品には次のものを含む。

- ・細胞性食品（培養肉および培養肉用培地等の関連製品）
- ・動植物性タンパク質素材
- ・機能性食品（ヘム鉄、BHB、エルゴチオネイン、機能性糖質素材）

（２）先行事例・競合

バイオものづくりにより各製品（類似製品を含む）の生産に取り組んでいる先行事例および競合となり得る事例について、取り組みの内容と状況を調査・整理する。なお研究開発段階の取り組みについても対象とする。取り組みの内容については、製品に関する標準（規格）・認証・ガイドライン、実施国における規制動向等の調査も実施する。またバイオものづくりによる取り組みの場合、原料や用いる生物・細胞種についても調査対象とする。

（３）周辺特許

各製品を社会実装する際に障壁となり得るような国内外の特許等の情報を調査・収集し、具体的な懸念点と対応策を整理する。

調査にあたっては政策の方向性に留意する*。その他、NEDO からの依頼に対して遅滞なく適切に対応できるようにする。上記以外の調査項目については、目的達成のために情報を補完するための調査を行う場合に限り追加を認める。NEDO およびバイオものづくり革命推進事業の各種委員会において、調査の方向性や内容に関する要請があった場合には、協議の上、可能な限り予算範囲内で反映する。

以上の実施内容について、調査実施にあたっては NEDO に対し対面（リモート含む）またはメール等により一か月に２度程度の進捗報告を行う。2024 年 11 月頃に上記（２）の一部の内容を、2024 年 12 月頃に中間報告をそれぞれ取りまとめるが、その詳細時期および内容は NEDO と協議の上決定し、調査実施に支障のない範囲で行うものとする。

なお、提案の際にはすべての調査項目を提案内容に含むこととする。

*：例)

バイオエコノミー戦略（2024 年 6 月 3 日公表）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/index.html>

産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 報告書等

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/20240819_report.html

４．実施期間

N E D O が指定する日から 2025 年 3 月 31 日まで

５．予算額

2000 万円未満

６．報告書

提出期限：2025 年 3 月 31 日

提出方法：

NEDOプロジェクトマネジメントシステムにより提出する。「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出すること。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中または委託期間終了後に成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他注意事項

本仕様書に定めていない事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定するものとする。

以上